

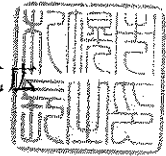


札幌市告示第 5227 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）3 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定管理者の名称  
さとらんど fan コンソーシアム
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
札幌市農業体験交流施設（さとらんど）  
札幌市東区丘珠町
- 3 管理を行わせる期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 統括管理業務
  - (2) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務
  - (3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
  - (4) 施設の利用等に関する業務
  - (5) 上記業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項  
札幌市が条例で定める額を上限として、指定管理者が定める。